

意見書 (商標出願2019-148800)

1/

【書類名】 意見書  
 【整理番号】 2019-T061  
 【提出日】 令和2年8月11日  
 【あて先】 特許庁審査官 殿  
 【事件の表示】  
     【出願番号】 商願2019-148800  
 【商標登録出願人】  
     【識別番号】 519422049  
     【氏名又は名称】 株式会社Bside  
 【代理人】  
     【識別番号】 110002413  
     【氏名又は名称】 特許業務法人ベリーベスト国際特許事務所  
     【代表者】 児玉 道一  
     【電話番号】 (省略)  
     【連絡先】 担当は弁理士児玉道一  
 【発送番号】 106948  
 【意見の内容】

第1. 拒絶理由について

令和2年7月6日付発送の拒絶理由通知書に記載された、本願商標に対する拒絶理由は次のとおりです。

なお、以下では、理由1に係る商標法第3条第1項第3号の拒絶理由を「本件拒絶理由1」と、同理由中の商標法第4条第1項第16号の拒絶理由を「本件拒絶理由2」と、理由2に係る商標法第4条第1項第8号の拒絶理由を「本件拒絶理由3」といいます。

理 由 1

■第3条第1項第3号（品質等表示）及び第4条第1項第16号（品質等誤認）  
 この商標登録出願に係る商標（以下、「本願商標」といいます。）は、「RUANN」と標準文字（普通に用いられる方法）であらわしてなるところ、該文字

2/

は、女性シンガーソングライター大山琉杏氏の著名な略称である「RUANN」を表したものと認識させるものです。

そうしますと、本願商標をこの商標登録出願に係る指定商品及び指定役務中、第9類「録音又は録画済みのコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD、ダウンロード可能な音楽・音声・画像・映像・文字情報、電子出版物」、第16類「書籍」及び第41類「放送番組の制作」等に使用するときには、これに接する取引者、需要者は、当該商品及び役務に係る収録曲を歌唱、演奏する者が「RUANN」であることを理解、認識するにとどまりますから、本願商標は、単に商品の品質（内容）、役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標にすぎないものというべきです。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当し、前記商品及び役務のうち、「RUANNの歌唱、演奏に係る商品及び役務」以外の「商品及び役務」に使用するときには、商品の品質及び役務の質の誤認を生じさせるおそれがありますので、商標法第4条第1項第16号に該当します。

理 由 2

■第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）  
 この商標登録出願に係る商標は、「RUANN」と標準文字であらわしてなるところ、該文字は、女性シンガーソングライター大山琉杏氏の著名な略称である「RUANN」の文字よりなるものであり、かつ、その者の承諾を得たものとは認められません。

したがって、この商標登録出願に係る商標は、商標法第4条第1項第8号に該当します。

第2. 意見の内容

本願商標は、以下に述べる理由により、本件拒絶理由1乃至3に該当するものではありません。以下、具体的にご説明いたします。

3/

1. 本件拒絶理由1について

本件拒絶理由1の内容をみると、審査官殿は、本願商標の識別力を否定する根

抛（前提）として、「本願商標を構成する「RUANN」との文字は、女性シンガーソングライターである大山琉杏氏の著名な略称を表したものである」という点を挙げておられます。

しかしながら、以下で述べる実情等に照らせば、当該「RUANN」との文字が、本願商標の指定商品役務の分野（主に音楽関連業界）はもちろんのこと、これを超えて、広く多くの者に、「大山琉杏氏の略称」として知られているとはいえない（つまり、著名ではない）ことから、本願商標に接する需要者が、「RUANN」との文字からなる本願商標をみて、これを女性シンガーソングライターである大山琉杏氏（以下、「大山氏」といいます。）の略称と理解認識することはなく、むしろ、需要者は、これをみて、特定の意味合いを表すことのない一種の造語と理解認識するものとするのが自然です。

したがって、本願商標を、審査官殿が指摘する商品等（「録音又は録画済みのコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD」等）に使用したとしても、需要者は、当該商品等に係る収録曲を歌唱、演奏する者が「RUANN」との略称からなる大山氏であると理解認識することはないといえることから、本願商標が、これらの指定商品等との関係において、自他商品役務の識別標識としての機能を発揮することは明らかです。

そこで、以下では、この点について明らかにすべく、まずは、著名性の判断において重要となる視点を明らかにし、次いで、この視点から、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称を表すものでないことについて順にご説明いたします。

なお、本願商標に対しては、大山氏より、令和1年12月26日付けで、刊行物等提出書及び資料1～17（当該「RUANN」との文字が大山氏の著名な芸名であることの裏付資料。以下、これらの資料をそのまま「資料1」などといいます。）が提出されているところ、審査官殿は、これらの資料も参考のうえ、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称であると認定されたものと推測されることから（本件拒絶理由通知書において、審査官殿が挙げる参考情報（以下、

4/

「参考情報」といいます。）は資料10、11、12、13と同様です）、以下では、資料1～17の内容も踏まえて意見を進めることといたします。

#### （1）著名性の判断において重要な視点

##### ア．活動の実績の程度

ある活動における実績が高い場合には、その活動は、その実績の高さ故に、広く多くの者に知られているといえることから、当該活動の際に使用される氏名の略称もまた、これに伴い、広く多くの者に認知されている（つまり著名である）と考えるのが自然です（逆にいえば、その活動の実績が低い場合には、その者の氏名の略称は、広く多くの者に認知されているとはいえません）。

そのため、ある者の氏名の略称が著名であるか否かを判断するに際して、その者が当該略称を用いて行う活動の実績の程度（実績が高いか否か）を具体的に把握することは、とても重要な点といえます。

##### イ．活動の実績の程度の判断手法

上記のとおり、活動の実績の程度（実績が高いか否か）を具体的に把握することは、ある者の氏名の略称が著名であるか否かを判断するに際して、とても重要な点となりますが、その活動の実績の程度を具体的に把握するためには、その活動の事実のみを考慮するだけでは足りず、さらに、この活動の事実と「その活動の実績の程度を測る指標（例えば、当該活動分野の市場規模や当該分野で広く知られる他の者の実績等）」との適切な比較検討が必要になります。

この点について具体例を挙げて説明すれば、商品の売上が年間「10万円」という事実（活動の事実）がある場合、この事実だけでは、その売上の具体的な実績の程度（業界での市場占有率はどれくらいなのか等）はわかりませんが（「※1」）、この事実を、その活動の実績の程度を測る指標である「業界の市場規模100万円」と比較すれば、「この年間の売上10万円という事実は、市場占有率10%に相当する」というように、その活動の具体的な実績の程度は一目瞭然となることから、このような例からも見て取れるとおり、活動の実績の程度を具体的に把握するためには、その活動の事実のみではなく、さらに、この事実と、

5/

その実績の程度を測る指標との適切な比較検討が必要になるのであります。

#### 「※1」

補足すると、「10万円」という金額が売上として高いか否かは、これとの比較の対象がなければ判断することができません。例えば、この「10万円」を全体の金額（市場規模）「20万円」と比較した場合、ここでの「10万円」は全体の「50%」を占めることから、売上としては高いものといえますが、この「10万円」を全体の金額「200万円」と比較した場合、ここでの「10万円」は全体の「5%」を占めるにすぎないことから、売上としては低いものであると判断することができます。このように、ある数が多いか否か（つまり、その事実の実績が高いか否か）は、これと比較する数の大きさによって決せられることか

ら、単に「10万円」の売上（活動の事実）が高いか否かといわれても、これとの比較の対象（市場規模等）がなければ、これを判断することはできません。

#### ウ. 小括

したがって、これらのことからすれば、ある者の氏名の略称が著名であるか否かを判断するにあたっては、その者が当該略称を用いて行う活動の実績の程度を、その活動の事実と業界の市場規模等の「その活動の実績の程度を測る指標」との関係性から（つまり、これらと比較して）、具体的に把握することが、非常に重要な視点であるということが出来ます。

なお、このことは、過去の裁判例（大阪地裁平成25年（ワ）第127号 甲1）において、「販売数量等を前提としたとしても、原告商品の市場占有率等について、周知性の獲得を根拠づける立証はない」との理由から、原告標章の周知性が否定されていることや（「※2」）、本件と同様の事案（音楽グループ名の商標の識別力が否定された事案）に関する審決において、音楽グループの周知著名性を判断するに際し、活動の実績の程度を示す「音楽のランキング情報（CD等の販売実績）」が考慮されている点からしても（「※3」）、明らかといえるでしょう（甲2、甲3、甲4）。

6/

#### 「※2」

この裁判例は、本件とは異なる事案であるものの、周知性の判断において「市場占有率」等の立証を求めていることから、この裁判例の考えが上記出願人の主張と同様の考えに立つことは明らかです。つまり、上記裁判例の判決内容からすると、この裁判例では、原告標章の周知性を認めるためには、活動の事実である「販売数量等」の立証だけでは足りず、この販売数量等が市場規模等（活動の実績の程度を測る指標）との比較から、どれほどの「市場占有率」を有するのかという点の立証も必要である、といているに他ならないのであるから、この裁判例が上記出願人の主張と同様の考えに立つことは明らかというのであります。よって、この裁判例は、上記出願人の主張を裏付ける一つの根拠事例ということができます。

#### 「※3」

音楽のランキング情報は、音楽グループや歌手（本件ではシンガーソングライター）が販売した曲（CD等）が、他の音楽グループ等の曲（活動の実績の程度を測る指標）と比較して、その活動の分野である音楽業界の市場でどれほどの売上を上げたのかということを示すものであって、音楽市場における曲の売上シェア（CD等の販売実績）を表すものに他ならないことから、音楽のランキング情報が、その曲を販売した音楽グループ等の活動の実績の程度を示すものであることは明らかです。したがって、上記の審決において、音楽グループの周知著名性を判断するに際し、このような「音楽のランキング情報（CD等の販売実績）」が考慮されていることからすれば、これらの審決が上記出願人の主張と同様の考えに立つことは明らかです。よって、これらの審決は、上記出願人の主張を裏付けるものといえます。

#### (2) 著名な略称ではないこと

##### ア. 資料1～17及び参考情報について

資料1～17や参考情報には、大山氏に関するWikipediaの情報、Googleでの検索結果、YouTubeでの検索結果、Twitter等のS

7/

NSのフォロワー数、大山氏が歌う楽曲がテレビアニメのエンディングテーマ曲等に採用された事実、大山氏が紹介された新聞の記事、大山氏が各種メディアに出演した事実、大山氏が歌う楽曲が紹介されたWebページ及び大山氏に関するTwitterでの投稿文等が示されているところ、これらの資料や参考情報は、その内容からして、「SNSでのフォロワー数が何人いる」、「楽曲がエンディングテーマ曲に採用された」等というように、いずれも、事実（活動の事実）そのものを示すにすぎないものであることから、上記「著名性の判断において重要な視点」の項で述べた点（以下、「重要な視点」ということがあります。）に鑑みれば、これらの資料等のみで（つまり、活動の事実のみで）、大山氏のシンガーソングライターとしての活動の実績の程度を具体的に把握することができないことは明らかです（つまり、「これらの活動の事実」と「その活動の実績の程度を測る指標」との比較等（楽曲の音楽ランキングでのランク状況の確認や既に著名性を獲得している他のシンガーソングライターの実績等との比較）がなされていない以上、その活動の実績の程度はわからないということです）。

したがって、このような重要な視点を踏まえれば、資料1～17や参考情報は、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称であることを証明するには足りないことから、これらの資料等のみで、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称であるということではできません。

##### イ. 著名性の判断において重視な視点を踏まえた判断

上記のとおり、資料1～17や参考情報のみからでは、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称であるということではできませんが、さらに、これらの資料等に示される活動の事実と、その活動の実績の程度を測る指標との比較等を行えば、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称でないことは、より明らかといえます。

そこで、以下では、これらの比較から、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称ではないことについて、積極的に意見をを行います。

#### (ア) 大山氏の楽曲

8/

資料1乃至3（資料2及び3は、資料1の訳文と思われる）、10乃至13（参考情報）及び16には、大山氏が「RUANN」との名称を用いて複数の楽曲をリリースした事実や、その内の4曲がアニメやドラマ等の主題歌等に採用された事実が示されているところ、これらの楽曲は、いずれも、年間等を通じて継続的に次の音楽ランキングにランクされているものではないことから（甲5～甲36）、これらの楽曲の音楽市場における曲の売上シェアは極めて低いと考えるのが自然です。

したがって、このような音楽ランキングの状況に鑑みれば、この点における大山氏の活動の実績の程度が高くないことは明らかです。

なお、資料1乃至3には、「Theres No Ending」という楽曲が、2018年11月21日の「billboard JAPAN Download Songs」（週間ランキング）の第37位にランクした事実が示されているが、この楽曲は、1か月も経たないうちに、「billboard JAPAN Download Songs」のランク圏外となっていることから（2018年12月10日の「billboard JAPAN Download Songs」（週間ランキング）では、既にランクされておりません。甲37）、上記大山氏の楽曲が年間等を通じて継続的に音楽ランキングにランクされていない以上、このような一時的なランキングの状況によって、大山氏の楽曲の音楽市場における曲の売上シェアが急激に上昇すること等はあり得ません。

したがって、「Theres No Ending」という楽曲が、週間ランキングの第37位にランクされたという一時的な事実があるからといって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高いということではできません。

このことは、「U-KISS」（音楽グループの名称）の商標の識別力が争われた事案（拒絶査定不服審判 審決日2013年5月23日 甲2）において、当該審決前の2010年から2012年の時期に、「U-KISS」の楽曲が、オリコンのデイリーランキングで第3位にランクされた事実（5thシングル「Distance・・・」）やオリコンの週間ランキングで上位にランクされた事実（1th～5thシングルが第5位～第10位に、4つのアルバムが第5位～第43位にランクされています）があるにもかかわらず（甲38）、「U-K

9/

ISS」の楽曲が当時のオリコン等の年間及び月間の音楽ランキングの上位にランクされていない事実を主な理由として（つまり、年間等を通じて継続的に音楽ランキングにランクされていないことを理由として）、「U-KISS」の周知著名性が否定されていることからしても容易に理解されるところであります（換言すれば、上記「U-KISS」の実績をもってしても、当該審決において、その著名性が否定されているのであるから、これよりも低い実績である上記大山氏の業績（楽曲の一つが週間ランキングの第37位にランクされたという事実）をもって、「RUANN」との文字が大山氏の著名な略称であるといえないことは明らかということです）。

#### 〔調査した音楽ランキング〕

- billboard JAPAN HOT100 2015年（甲5）
- billboard JAPAN HOT100 2016年（甲6）
- billboard JAPAN HOT100 2017年（甲7）
- billboard JAPAN HOT100 2018年（甲8）
- billboard JAPAN HOT100 2019年（甲9）
- オリコン年間シングルランキング 2015年度（甲10）
- オリコン年間シングルランキング 2016年度（甲11）
- オリコン年間シングルランキング 2017年度（甲12）
- オリコン年間シングルランキング 2018年度（甲13）
- オリコン年間シングルランキング 2019年度（甲14）
- オリコン年間アルバムランキング 2015年度（甲15）
- オリコン年間アルバムランキング 2016年度（甲16）
- オリコン年間アルバムランキング 2017年度（甲17）
- オリコン年間アルバムランキング 2018年度（甲18）
- オリコン年間アルバムランキング 2019年度（甲19）
- オリコン月間シングルランキング 2020年1月度（甲20）
- オリコン月間シングルランキング 2020年2月度（甲21）
- オリコン月間シングルランキング 2020年3月度（甲22）

- オリコン月間シングルランキング 2020年4月度(甲23)
- オリコン月間シングルランキング 2020年5月度(甲24)
- オリコン月間シングルランキング 2020年6月度(甲25)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年1月度(甲26)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年2月度(甲27)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年3月度(甲28)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年4月度(甲29)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年5月度(甲30)
- オリコン月間アルバムランキング 2020年6月度(甲31)
- mora 2015 年間ダウンロードランキング(甲32)
- mora 2016 年間ダウンロードランキング(甲33)
- mora 2017 年間ダウンロードランキング(甲34)
- mora 2018 年間ダウンロードランキング(甲35)
- mora 2019 年間ダウンロードランキング(甲36)

(イ) Googleでの検索結果

資料4には、Googleにおける「RUANN」とのキーワードの検索結果が「約57万9000件」ヒットした旨が示されているところ、このヒット件数は、Googleでの正確な検索結果を表すものではないことから、このヒット件数が、大山氏の活動の実績の程度を裏付けるものにならないことは明らかです。

このことを具体的に説明すると、甲39及び甲40に示すGoogleの担当者等の説明によると、Googleの検索エンジンでは、「検索結果のページを迅速に表示するために、ひとまず、おおよその検索結果数(概算)を素早く表示し、検索結果の次のページに進んだ場合等には、より正確な検索結果の数を算出して、これを表示する(検索結果の数が変動する)。」とのことから、この説明によれば、資料4に示されるGoogleの検索結果の数(ヒット件数「約57万9000件」)は正確なものではなく、おおよその検索結果の数(概算)を表したものであるということになります。

したがって、Googleにおける「RUANN」とのキーワードの検索結果が「約57万9000件」ヒットしたとしても、それは、単なる目安であって、正確な数値ではないのであるから、この事実より、正確な大山氏の実績の程度を測ることはできません。

なお、念のため、再度、Googleにおいて「RUANN」とのキーワードを検索したところ、現在での「RUANN」とのキーワードの検索結果数は、1ページ目から8ページ目までが「42万1000件」、9ページ目が「86件」との結果となっていることから(甲41)、上記Googleの担当者等の説明に従えば、これは、Googleの検索エンジンが、ひとまず、「42万1000件」という、おおよその検索結果数(概算)を表示し、検索結果のページを進めた結果(9ページ目まで進めた結果)、「86件」という、より正確な検索結果の数を算出したものと考えられます。

しかし、仮に、この「86件」という数が、正確な「RUANN」とのキーワードの検索結果数であったとしても、この数から、大山氏の活動の実績の程度が高いといいたいのであれば、その話題性から、大山氏の「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲が、年間を通じて継続的に音楽ランキングにランクされたり、「RUANN」とのシンガーソングライターが世間で注目のシンガーソングライター等として紹介されていると考えるのが自然であるが、上記のとおり、大山氏が「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲が、年間を通じて継続的に音楽ランキングにランクされている事実はなく、また、女性歌手アーティストの人気ランキングTOP50等において、人気のアーティスト等と肩を並べて紹介されている事実はないことから(甲42、甲43、甲44、甲45)、これらの事実を鑑みれば、仮に、86件の検索結果数があるとしても、このことが、大山氏の活動の実績の高さを裏付けるものでないことは明らかです。

(ウ) YouTubeでの検索結果及びチャンネル登録者数

a. 資料5について

資料5には、主に、YouTubeにおける大山氏に関する動画の再生回数が「430万回」であることが示されているところ、この再生回数は、その数だけ

をみれば、一見、大山氏の実績の高さを裏付けるかのようにも思われますが、例えば、この再生回数を、上記音楽ランキングにランクされている他のアーティスト等(高い実績を有する者)の動画再生回数と比べれば、この点における大山氏の実績の程度が高くないことは明らかです。

具体的にみると、上記「billboard JAPAN HOT100 2019年」(甲9)の第2位にランクされている「あいみょん」のYouTube

eでの動画再生回数は、「1億9392万9710回」、「6136万5053回」（甲46）、上記「オリコン年間シングルランキング 2019年度」（甲14）の第92位にランクされている「LiSA」のYouTubeでの動画再生回数は、「4757万9338回」（甲47）となっているところ、これらの動画再生回数と上記大山氏の動画再生回数とを比較すれば、上記大山氏の動画再生回数は、これらのわずか約「2%」から「9%」を占めるにすぎないことから、この割合の少なさからして、上記大山氏の動画再生回数が、その実績の高さを裏付けるほどに多くないことは明白です。

したがって、このことからすると、「430万回」という動画の再生回数があるからといっても、それは、他の実績のあるアーティスト等との比較からすれば、さほど高い実績とはいえないことから、この点における大山氏の活動の実績の程度が高くないということは明らかというべきであります。

なお、資料5には、検索の結果として、その他にも大山氏に関するいくつかの動画が示されているが、そこには、「430万回」以上再生された動画はないのであるから、大山氏に関する複数の動画があるからといって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高まるものではありません。

#### b. 資料6について

資料6には、YouTubeにおける「RUANN Channel」のチャンネル登録者数が「5万1500人」であることが示されているものの、このチャンネル登録者数は、YouTubeのチャンネル登録者数のTOP100位（日本の音楽分野のランキング）にランクされるほどの人数ではないことから（甲48）、「5万1500人」というチャンネル登録者数が、その実績の高さを裏

13/

付けるほどに多くないことは明らかです（第1位のチャンネル登録者数は「537万人」、第100位のチャンネル登録者数は「45.9万人」となっていることから、これらの比較より、「RUANN Channel」のチャンネル登録者数が極めて少ないことがわかります）。

したがって、YouTubeにおける「RUANN Channel」のチャンネル登録者数が「5万1500人」であるということをもって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高いということではできません。

#### (エ) SNSのフォロワー数等

資料7及び8には、Twitter及びInstagramにおけるフォロワー数（「RUANN」との名称からなる大山氏のアカウントのフォロワー数）が、それぞれ「4万5216人」、「4万1000人」であることが示されているものの、これらのフォロワー数は、いずれも、Twitter及びInstagramのフォロワー数ランキングにランクされるほどの人数ではないことから（甲49、甲50）、「4万5216人」、「4万1000人」というフォロワー数が、その実績の高さを裏付けるほどに多くないことは明らかです（Twitterにおける第1位のフォロワー数は約「785万人」、第100位のフォロワー数は約「66万人」、Instagramにおける第1位のフォロワー数は約「514万人」、第100位のフォロワー数は約「25万人」となっていることから、これらの比較より、上記大山氏のアカウントのフォロワー数が極めて少ないことがわかります）。

したがって、上記大山氏のTwitter及びInstagramにおけるフォロワー数が、それぞれ「4万5216人」、「4万1000人」であるということをもって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高いということではできません。

なお、資料17には、Twitterにおける「RUANN」との名称からなる大山氏のアカウントへの投稿文等が示されているが、上記のとおり、このアカウントのフォロワー数は、その実績の高さを裏付けるほどに多いものではなく、また、大山氏が「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲が、年間を通

14/

じて継続的に音楽ランキングにランクされている事実がないことや女性歌手アーティストの人気ランキングTOP50等において、人気のアーティスト等と肩を並べて紹介されている事実がないこと等を踏まえると、資料17に示される事実は、特段のお茶の間を賑わすような目立った話題とはいえないことから、これらの投稿文があるからといって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高まるものではありません。

#### (オ) 新聞記事やメディアへの出演等

資料14、15には、大山氏が「RUANN」との名称を用いてデビューした事実（新聞記事）や他のバンドのツアーに参加した事実、さらには、大山氏が「RUANN」との名称でメディアに出演した事実（「※4」）等が示されているところ、上記と同様、これらの事実が世間一般の話題となっているのであれば、その話題性から、大山氏の「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲が、年間を通じて継続的に音楽ランキングにランクされたり、「RUANN」とのシンガーソングライターが世間で注目のシンガーソングライター等として紹介さ

れたりしていると考えるのが自然です。

しかしながら、上記のとおり、大山氏が「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲が、年間を通じて継続的に音楽ランキングにランクされている事実や女性歌手アーティストの人気ランキングTOP50等において、人気のアーティスト等と肩を並べて紹介されている事実等は存在しないことから、このような点に鑑みれば、資料14、15に記載の事実が、大山氏の活動の実績の高さを裏付けるものでないことは明らかです。

よって、これらの事実をもって、この点における大山氏の活動の実績の程度が高いということとはできません。

なお、資料9は、韓国語で記載されているものであることから、これが、大山氏の日本における活動の事実を裏付ける証拠にならないことは明らかです。よって、本件では、大山氏の活動の実績の程度を測るうえで、資料9を考慮する必要はありません。

---

15/

「※4」

大山氏が出演した、2019年9月6日放送の「テレビ東京 流派-R」は、この週の視聴率ランキングにはランクされていないことから（甲51）、大山氏が、この番組を通じて、多く者に視聴されたとは考えられません。また、大山氏が出演した、BSテレ東2019年10月6日オンエアーの「スタートアップ」及び2018年11月20日配信のスペースシャワーTVは、いずれも、地上波放送ではないことから、これらの番組の視聴者は、地上波の放送の視聴者に比べて、より限定されるとみるのが自然です。よって、これらの番組でも、大山氏が多くの者に視聴されたと考えられることはできません。

(カ) 小括

以上のとおり、資料1～17や参考情報に示される事実（活動の事実）は、その活動の実績の程度を測る指標との比較等を行えば、いずれも、高い実績を有するものとはいえないことから、これらの点に鑑みれば、「RUANN」との文字が、大山氏が活動する音楽関連の業界（本願商標の指定商品役務の分野）はもちろんだこと、これを越えて、広く多くの者に、「大山琉杏氏の略称」として知られているということとはできません（なお、上記活動の事実以外の大山氏の活動を調べるも、TV等への継続的な出演や全国公演等の目立った話題はありませんでした）。

よって、「RUANN」との文字が、広く多くの者に「大山琉杏氏の略称」として知られているとはいえない以上、これが、大山氏の著名な略称でないことは明らかです（当然、「RUANN」との文字が、上記刊行物等提出書において大山氏が主張する「著名な芸名」にあたらぬことは明らかです。また、以上の大山氏の実績の低さ等からすれば、この文字が、周知性すら有しないことは容易に理解されるところであります）。

ウ. 審査官殿の著名性に関するご認定について

本件拒絶理由通知書の内容からすると、審査官殿は、大山氏が「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲の一部（4曲）が、アニメやドラマ等の主題

---

16/

歌等に採用されたという事実（4件の参考情報）を重視して、「RUANN」との文字は、女性シンガーソングライターである大山氏の著名な略称を表したものである」とご認定されたものと思われま

しかしながら、これらの楽曲がアニメやドラマ等の主題歌等に採用されたとしても、これらのアニメやドラマ等の視聴者が当該主題歌等に高い関心を寄せているとはいえないことから（つまり、大山氏のシンガーソングライターとしての活動の実績の程度は高いとはいえないことから）、参考情報に記載の事実をもってしても、「RUANN」との文字が、女性シンガーソングライターである大山氏の著名な略称を表したものである」ということはできません。

この点について具体的に説明すると、アニメやドラマ等の番組を観る者は、通常、その番組の主題歌等ではなく、その番組自体への関心の高さ故に、その番組を視聴すると考えるのが自然であることから、本来的にみて、その視聴者の多くが、その番組自体に加え、その主題歌等にも高い関心を寄せていると考えられることはできません（つまり、視聴者の多くは、その番組の視聴の際に、その主題歌等を歌唱する者が「誰であるのか」との点までを具体的に認識して、これらの主題歌等を耳にすることはないということです。実際に、番組の主題歌は聴いたことがあるが、具体的に「誰が歌っているのか」知らないことはよくあることであります）。

そのため、このような点からすれば、ある楽曲がアニメやドラマ等の番組の主題歌等に採用されたとしても、それだけでは、必ずしも、その視聴者の関心が当該主題歌等にあるとはいえないことから、視聴者の関心が当該主題歌等にあるというためには、さらに、このことを示す（又は推測させる）特段の事情の存在が必要になるというべきであります。

そして、ここでいう特段の事情とは何か、その内容について考察すると、視聴

者が、その番組の視聴を通じて、その主題歌等にも関心を寄せるのであれば、視聴者は、より積極的に、その番組の情報（エンディングロールやネット情報等）から、主題歌等の歌唱者を特定し、その楽曲のCD等を購入すると考えるのが自然です。そして、この楽曲のCD等の売上は、最終的に「楽曲の売上実績」というかたちで継続的に音楽ランキングに反映されることから、これらの点を総合す

17/

れば、視聴者の、その主題歌等に対する関心の高さは、音楽ランキングの状況によって測ることができるといえます。よって、ここでいう特段の事情とは、視聴者の、その主題歌等に対する関心の高さを示す（又は推測させる）音楽ランキングの状況であると考えられます。

そこで、改めて、参考情報に示される主題歌等（大山氏の楽曲）の音楽ランキングの状況（上記特段の事情）についてみると、本件では、上記のとおり、これらの主題歌等が、年間を通じて継続的に音楽ランキングにランクされたという特段の事情はないのであるから、これらのアニメやドラマ等を視聴する者の、その主題歌等に対する関心は本来的に低いという他ありません。

したがって、このことからすれば、大山氏が「RUANN」との名称を用いてリリースした楽曲の一部（4曲）が、アニメやドラマ等の主題歌等に採用されたといっても、実際には、これらの視聴者が、そのアニメやドラマ等の視聴の際に、その主題歌等を歌唱するものが「RUANN」との名称からなるシンガーソングライターであると具体的に認識することはないのであるから、この点における大山氏の活動の実績が広く多くの者に知られている（実績の程度が高い）ものでないことは明らかです。よって、参考情報に記載の事実をもってしても、「RUANN」との文字が、大山氏の著名な略称であるということとはできません。

なお、このことは、「UKISS」（音楽グループの名称）の商標の識別力が争われた事案（拒絶査定不服審判 審決日2013年5月23日）において、同時期に、「UKISS」の楽曲が、2013年1月のNHKドラマの主題歌に採用された事実があるにもかかわらず（甲38）、「UKISS」の楽曲が当時のオリコン等の音楽ランキングの上位にランクされていない事実を主な理由として、「UKISS」の周知著名性が否定されていることからしても容易に理解されるところであります（甲2）。

### （3）本願商標の識別力

上記のとおり、「RUANN」との文字は、女性シンガーソングライターである大山氏の著名な略称を表したものではありませんことから、本願商標に接する需要者が、「RUANN」との文字からなる本願商標をみて、これを女性シンガーソ

18/

ングライターである大山氏の略称と理解認識することはなく、むしろ、需要者は、これをみて、特定の意味合いを表すことのない一種の造語（甲52）と理解認識するものと考えるのが自然です。

したがって、本願商標を、審査官殿が指摘する商品等（「録音又は録画済みのコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD」等）に使用したとしても、需要者は、当該商品等に係る収録曲を歌唱、演奏する者が「RUANN」との略称からなる大山氏であると理解認識することはないといえることから、本願商標が、これらの指定商品等との関係において、自他商品役務の識別標識としての機能を発揮することは明らかです。

よって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するものではありません。

### 2. 本件拒絶理由2について

上記のとおり、本願商標は、上記指定商品等との関係において、自他商品役務の識別標識としての機能を発揮するものであることから、これを、その指定商品等である「録音又は録画済みのコンパクトディスク・ビデオディスク及びDVD」等に使用したとしても、本願商標が、その商品の品質や役務の質の誤認を生じさせるおそれはないというべきであります。

したがって、本願商標は、商標法第4条第1項第16号に該当するものではありません。

### 3. 本件拒絶理由3について

上記のとおり、「RUANN」との文字は、女性シンガーソングライターである大山氏の著名な略称を表したものではありませんことから、「RUANN」との文字からなる本願商標が、商標法第4条第1項第8号に該当しないことは明らかであります。

### 第3. 結語

以上より、本願商標は、本件拒絶理由1乃至3には該当しないものであります

19/

から、再度ご審査の上、登録査定を賜りますよう、お願い申し上げます。

【証拠方法】	甲第 1号証	大阪地裁平25年(ワ)127号 判決
	甲第 2号証	不服2012-19106 商標審決公報
	甲第 3号証	平成10年15864号 商標審決公報
	甲第 4号証	不服2010- 9344 商標審決公報
	甲第 5号証	billboardランキング2015
	甲第 6号証	billboardランキング2016
	甲第 7号証	billboardランキング2017
	甲第 8号証	billboardランキング2018
	甲第 9号証	billboardランキング2019
	甲第10号証	オリコンシングルランキング 2015
	甲第11号証	オリコンシングルランキング 2016
	甲第12号証	オリコンシングルランキング 2017
	甲第13号証	オリコンシングルランキング 2018
	甲第14号証	オリコンシングルランキング 2019
	甲第15号証	オリコンアルバムランキング 2015
	甲第16号証	オリコンアルバムランキング 2016
	甲第17号証	オリコンアルバムランキング 2017
	甲第18号証	オリコンアルバムランキング 2018
	甲第19号証	オリコンアルバムランキング 2019
	甲第20号証	オリコンシングルランキング 本年1月
	甲第21号証	オリコンシングルランキング 本年2月
	甲第22号証	オリコンシングルランキング 本年3月
	甲第23号証	オリコンシングルランキング 本年4月
	甲第24号証	オリコンシングルランキング 本年5月
	甲第25号証	オリコンシングルランキング 本年6月

20/

	甲第26号証	オリコンアルバムランキング 本年1月
	甲第27号証	オリコンアルバムランキング 本年2月
	甲第28号証	オリコンアルバムランキング 本年3月
	甲第29号証	オリコンアルバムランキング 本年4月
	甲第30号証	オリコンアルバムランキング 本年5月
	甲第31号証	オリコンアルバムランキング 本年6月
	甲第32号証	mora 2015ランキング
	甲第33号証	mora 2016ランキング
	甲第34号証	mora 2017ランキング
	甲第35号証	mora 2018ランキング
	甲第36号証	mora 2019ランキング
	甲第37号証	billboard 2018年12月
	甲第38号証	U-KISSの紹介サイト等
	甲第39号証	Google担当者の回答ページ
	甲第40号証	Googleの検索結果に関するページ
	甲第41号証	「RUANN」のGoogle検索結果
	甲第42号証	女性歌手アーティストの人気ランキング
	甲第43号証	女性シンガーがすごい、と題するサイト
	甲第44号証	女性ソロ歌手の人気ランキング
	甲第45号証	女性ソロアーティスト人気ランキング
	甲第46号証	あいみよんのYouTubeのページ
	甲第47号証	LISAのYouTubeのページ
	甲第48号証	YouTube登録者数ランキング
	甲第49号証	Twitterフォロワー数ランキング
	甲第50号証	インスタグラムフォロワー数ランキング
	甲第51号証	ビデオリサーチ 週間高世帯視聴率番組
	甲第52号証	英辞郎「RUANN」検索結果

【その他】 証拠方法として提出する甲第1号証乃至甲第52号証の写しは、同日付け提出の手續補足書により提出いたしま

21/E

す。